

第61回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年1月27日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 清瀬けやきホール「大ホール」
東京都清瀬市元町1－6－6

議案 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

目 次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	34
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告	55

株主各位

証券コード 7131
2026年1月8日

(電子提供措置の開始日 2025年12月26日)

東京都東久留米市前沢
5丁目32番23号

のむら産業株式会社

代表取締役社長 清川 悅男

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nomurasangyo.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「のむら産業」又は「コード」に当社証券コード「7131」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2026年1月26日（月曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2026年1月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所** 東京都清瀬市元町1-6-6 清瀬けやきホール「大ホール」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 目的事項 報告事項** 1. 第61期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

4 議決権行使についてのご案内

3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

5 株主総会資料について

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に対して、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面をお送りいたします。ただし、前記のインターネット上の各ウェブサイトに掲載の電子提供措置事項のうち、法令及び定款第17条の規定に基づき、次の事項は当該書面に記載していません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

時

2026年1月27日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年1月26日(月曜日)
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を「表示のうえ、ご返送ください。」

行使期限

2026年1月26日(月曜日)
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号 ○○○○○○○○	議決権の数 XX 個																
○○○○	御中	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																	
××××年 ×月××日																			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>																	
(印取扱)																			
○○○○○○○○																			

*議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者を反対する場合 ➡ 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

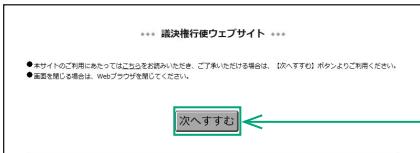
第2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「**賛**」の欄に○印
 - 反対する場合 ➥ 「**否**」の欄に○印

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

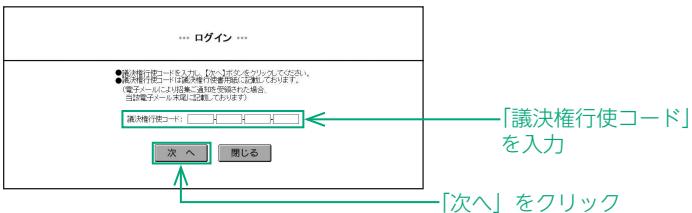
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

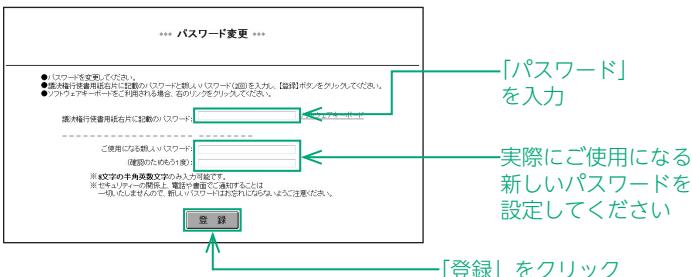
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンの操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

| 株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	1
き ょ か わ え つ お	清 川 悅 男
生年月日	1960年1月14日
所有する当社の株式数	139,075株
再任	

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	日野自動車工業株式会社（現日野自動車株式会社）入社
1981年12月	当社入社
1995年4月	当社東京営業所長
1996年10月	当社首都圏営業本部長
1997年12月	当社取締役首都圏事業部長
2000年12月	当社常務取締役
2009年12月	当社代表取締役社長
2013年7月	当社専務取締役
2015年12月	当社代表取締役専務
2016年10月	当社代表取締役社長
2025年11月	当社代表取締役社長 兼 営業本部長（現任）

重要な兼職の状況

山葉印刷株式会社 代表取締役社長
パックウェル株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

清川悦男氏は、当社の機械技術部門、営業部門を長く経験した後、営業部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担い、営業本部長として営業部門全体を統括しております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

にしざわ けんじ
西澤 賢治

再任

生年月日

1964年3月12日

所有する当社の株式数

27,350株

候補者番号

3

まつもと ひろし
松本 博

再任

生年月日

1970年3月25日

所有する当社の株式数

27,500株

略歴、当社における地位及び担当

- 1987年4月 下元産商株式会社入社
 1988年8月 株式会社ケーブルテレビジョン東京（現株式会社ジェイコム東京）入社
 1996年8月 当社入社
 2013年4月 当社首都圏営業部首都圏第2営業部長
 2014年8月 当社経営企画部長
 2017年4月 当社経営企画部長 兼 社長室長
 2018年1月 当社取締役
 2022年1月 当社常務取締役
 2023年11月 当社常務取締役管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

西澤賢治氏は、当社の各部門を経験した後、営業及び経営企画部門の部門長を歴任し、現在は常務取締役管理本部長として当社の管理部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位及び担当

- 1992年4月 椿本興業株式会社入社
 2002年2月 株式会社イナベアリング（現シェフラー・ジャパン株式会社）入社
 2002年4月 当社入社
 2011年4月 当社機械事業部長
 2014年8月 当社機械事業部長 兼 経営企画部長
 2015年12月 当社取締役
 2023年11月 当社取締役営業本部長 兼 北日本営業部長
 2025年11月 当社取締役機械部長（現任）

重要な兼職の状況

パックウェル株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

松本博氏は、当社の機械及び営業部門を経験した後、機械及び営業部門の部門長を歴任し、現在は取締役機械部長として当社の機械部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

まつとい としゆき
松井 敏行

再任

生年月日

1952年5月18日

所有する当社の株式数

1,250株

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	住友重機械エンバイロテック株式会社（現住友重機械エンバイメント株式会社）入社
1986年9月	松坂貿易株式会社（現株式会社マツボ一）入社
1996年6月	同社粉体機械第二部長
2002年6月	同社取締役粉体部門長
2011年12月	同社常務取締役粉体部門長
2013年6月	同社専務取締役
2014年6月	同社代表取締役
2018年6月	同社顧問
2019年1月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松井敏行氏は、機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しております。経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.松井敏行氏は社外取締役候補者であります。
- 3.松井敏行氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- 4.当社は、松井敏行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に發揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社の取締役及び監査役並びに当社の子会社の取締役及び監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約に係る保険料については、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 6.当社は松井敏行氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、独立役員としての届出を継続する予定であります。

第2号議案

当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2022年12月14日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させることを目的として、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））として、「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「現対応方針」といいます。）を導入することを決議し、2023年1月27日開催の第58回定時株主総会において、現対応方針の導入及び継続について出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得てご承認をいただきました。

その後引き続き、当社は、同意なき買収の動向等の社会・経済情勢の変化、昨今の買収防衛策・買収への対応方針に関する司法判断の内容及び関連する法整備の状況並びにコーポレート・ガバナンスを含む様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させることを目的として、現対応方針の継続の是非や内容について取締役会において議論及び検討を進めてまいりました。

その結果、2026年1月27日開催予定の当社第61回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時に現対応方針の有効期間が満了することを受けて、当社は、2025年12月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、現対応方針に所要の変更を行った上で継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」とします。）。本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結時までとします。なお、大規模買付行為の定義その他一部の用語・表現等を変更したことが、本対応方針の継続に伴う主な変更点です。

また、本対応方針の継続を決定した上記の取締役会には、社外取締役1名を含む当社取締役全員が出席し全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役2名を含む当社監査役全員からも異議は述べられておりません。

I. 基本方針（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがいまして、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株式の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取

締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 1.の企業価値向上への取組み、及び、下記 2.のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記 I.のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられます。したがつて、これらの取組みは、上記 I.の基本方針に資するものであると考えております。

1. 企業価値向上への取組み

当社は、1965年11月に株式会社として設立以来、米穀業界と共に歩み続け、「人に優しい新技術」をモットーに、常に使う人の身になっての商品作りに努め、精米袋などの包装資材や、自動計量包装機をはじめとする機械製品において、常に新しい商品を提案し米穀業界の安定と発展に寄与してまいりました。これからも、これまで培ってきた技術とノウハウを基盤に、製品やサービスの向上に取り組み、お客様に満足いただける安定した品質と使いやすさを提供し続けてまいります。

当社はこれまでの方針のとおり、商品・サービスの開発力・提案力を強化し、品質向上に努めながら、当社の強みを活かした事業活動に取り組み、既存事業の強化と新市場拡大の基盤構築を推進してまいります。それらの実現に向けて、グループ連結収益の拡大と企業価値向上に結び付く企業とのM&Aや業務提携を積極的に展開し、成長に資する戦略的投資を行います。また、財務の健全性を確保しつつ、将来の成長に向けた投資や安定的な株主・役職員還元など、バランスの取れた資本政策を推進してまいります。さらに、安定した人的資本の確保に向け、働きやすい職場環境の整備や、IT活用による業務効率化、生産性向上など管理体制の強化に取り組んでまいります。

当社は、これからも安全と使い易さ、新しいパッケージ形態の提案を推進し、お客様にとって信頼できる企業であり続け、豊かな社会の実現に貢献してまいります。こうした取り組みの積み重ねこそが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものであると考えております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「『人に優しい新技術』をモットーに、常に使う人の身になっての商品づくりに努め、お取引先の皆様とのビジネスを通じて社会に貢献していきます」の経営理念のもとに、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを基本方針としております。また、顧客、株主、社員など全てのステークホルダーにとって存在価値のある企業となるべく不斷の努力を重ねてまいりました。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つと位置付け、透明性の高い企業経営をめざすとともに、企業倫理の徹底を図っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は、「コーポレート・ガバナンス方針」を作成し、その後も「コーポレートガバナンス・コード」の改正等に合わせ隨時改正・開示を行い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、内部監査部門である内部監査室及びリスクの管理の検討、審議を行うリスク・コンプライアンス委員会、サステナビリティを巡る課題への対応を協議・審議するサステナビリティ委員会、取締役会等の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、各機関が相互に連携し役割を果たすことにより、取締役の業務執行の監督、監査の体制を整えるとともに、コンプライアンスやリスクマネージメントを含む内部統制システムの整備による企業体制の充実を図っております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役、内部監査室、会計監査人との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。グループ各社においても、当社の内部統制システムを共通の基盤として、企業体制の充実に努めております。

Ⅲ. 本対応方針（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本対応方針継続の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本対応方針を継続いたします。本対応方針の継続に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、包装関連事業と物流梱包事業を主たる事業としておりますが、上記Ⅱ.に記載のとおり、上記Ⅰ.の基本方針に資する様々な取組みを現に行っております。したがいまして、当社が大規模買付者（下記2.(1)で定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為（下記2.(1)で定義されます。以下同じです。）の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況、当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、及び具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、極めて重要であると考えられます。

我が国の資本市場において、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが現実にみられます。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものや、大規模買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

そこで当社は、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法等を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法等について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株式の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるこ

とを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を継続することを決定いたしました。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、当該要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の継続は、上記 I. に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針継続の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株式の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙 1 をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①乃至③のいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、大規模買付者に以下に定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守していただくこととします。また、所定の場合には、本対応方針に基づき大規模買付行為に対して対抗措置が発動されることがあります。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の株券等の特定の保有者が当社の株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、
 - (i) 当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は (ii) 当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になる場合に限ります。）であると合理的に判断される行為（注10）（以下、本③所定の行為を「共同協調行為等」といいます。）

- 注1.金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
- 注2.金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注3.金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注4.金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- 注5.金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注6.金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注7.金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注8.金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。）。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注9.「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティップや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当該特定の保有者及び当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、その他当該特定の保有者と当該他の保有者との間に意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。組合その他ファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。
- 注10.共同協調行為等がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、共同協調行為等に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、以下の事項を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ①氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

(ii)大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii)大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要

①大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数

②大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注11）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）

(iv)大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注12）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記(a)(i)(5)に記載の国内連絡先宛に発送し、かつ、株主の皆様に開示いたしますので、大規模買付者には、大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していくよう求めます。

①大規模買付者及びそのグループの詳細（その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代

- 表者、役員及び社員その他の構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。）の概略を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的な内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- ③買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- ⑦大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的な内容
- ⑧支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

- ⑩重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑭当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的な内容
- ⑮反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません。）及び関連性が存する場合にはその詳細、並びに、反社会的勢力ないしテロ関連組織に対する対処方針
- ⑯大規模買付行為が当社の株券等の買付行為を伴わない場合には、以下の情報
 - ア 大規模買付行為の相手方となる者との現在の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係を含みます。）
 - イ 大規模買付行為の相手方となる者と現在の関係を形成した時期及び目的

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

注11.金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注12.なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

(c)取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、独立委員会

が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（但し、延長は原則として一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的な期間及びその具体的な期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時かつ適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記(2)(a)(iii)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討等し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができます。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することができます。具体的には、別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同

の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(iii) 本新株予約権の無償割当てを株主総会に付議する場合の取扱い

当社取締役会は、本新株予約権（下記(b)で定義されます。以下同じです。）の無償割当てを当社株主総会に付議するために、臨時株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において当該臨時株主総会を開催し、本新株予約権の無償割当てについての承認に関する議案を上程するものとします。

(iv) 当社が対抗措置を発動しない場合

上記(i)及び(ii)にかかわらず、①大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は②大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合であって当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合であっても、当社の総株主の議決権の過半数を有する株主の皆様が大規模買付行為に応じる意思を書面にて表明した場合には、当社は、対抗措置を発動しないものとします。

(b) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することができます。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本対応方針の継続に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、当社取締役会において決議された本対応方針の継続に関し、株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続を議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は継続されないものとし、本定時株主総会の終結の時において有効期間の満了により終了いたします。

また、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案が承認可決された場合にも、当社は、本対応方針の有効期間中にその後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとします。当社の取締役の任期は1年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社の取締役全員が任期満了となります。したがって、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

(ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、独立委員会が株主総会を招集することを勧告した場合、又は、そのような勧告がない場合であっても対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、下記(b)(ii)に定める独立委員会への諮問に加えて、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することができるものとします。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b)独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i)独立委員会の設置

本対応方針の対象となる大規模買付行為のうち共同協調行為等に該当するか否か、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、上記(a)(ii)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。）が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある者又はこれらに準じる者）の中から選任されるものとします。なお、本対応方針継続時点における独立委員会の委員3名及びその略歴は別紙4に記載のとおりです。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします（但し、上記(a)(ii)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。）。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的な内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議等を行った場合、当社は、当社取締役会の判断並びに意見及びその意見の理由、その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

(iii) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が本対応方針に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的な事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までであれば本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に、本新株予約権無償割当てが実施されて当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権無償割当ては中止又は撤回しないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記4.(2)のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、当該独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c)本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結時までといたします。

なお、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3.本対応方針の合理性について

(1)株主意思を重視するものであること

上記2.(3)(a)(i)に記載のとおり、当社は、当社取締役会において決議された本対応方針の継続に関し、株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続を議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は継続されないものとし、本定時株主総会の終結の時において有効期間の満了により終了いたします。また、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案が承認可決された場合にも、その後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとしております。当社の取締役の任期は1年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社の取締役全員が任期満了となりますので、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

さらに、上記2.(3)(a)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社株主総会に付議し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

加えて、上記2.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

(2)買収防衛策/買収への対応方針に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」、その他昨今の買収への対応方針に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証

券取引所の定める買収防衛策/買収への対応方針の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策/買収への対応方針に関するコーポレートガバナンス・コードの原則（原則1-5、補充原則1-5①）をいずれも実施することとしております。

(3)当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって継続されていること

本対応方針は、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、継続されるものです。

(4)合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記2.(2)(a)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5)独立委員会の設置

上記2.(3)(b)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針の対象となる大規模買付行為のうち共同協調行為等に該当するか否か、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役会は、任期が1年の取締役により構成されておりますが、当社取締役会の構成員を交代させることにより買収への対抗措置の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありません。そのため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本対応方針がその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるもの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(b)(iii)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権の行使又は取得の結果として株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

5.本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(1)本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

(2)本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要となる手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、当社取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。また、大規模買付者以外の株主の皆様に本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第279条第2項）に従い、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後遅滞なく、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいますようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

6.その他

本対応方針は、2025年12月12日開催の当社取締役会において社外取締役1名を含む当社取締役全員が出席し全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役を含む当社監査役全員からも異議は述べられておりません。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の対応方針の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以上

(別紙1)

当社の大株主の状況

2025年10月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
清川 悅男	139,075	10.52
株式会社サタケ	111,350	8.42
シコー株式会社	69,675	5.27
アルク産業株式会社	68,200	5.16
のむら産業社員持株会	53,175	4.02
光通信KK投資事業有限責任組合	46,000	3.48
堀田 正仁	41,500	3.14
株式会社S-Wo r k s	40,600	3.07
佐藤 友亮	33,400	2.53
INTERACTIVE BROKERS LLC	29,500	2.23

- (注) 1. 当社は、自己株式を69,307株保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(69,307株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

以上

(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っていると判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的な内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が毀損され、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、当該大規模買付者が当社の支配株主となることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (10) その他(1)乃至(9)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的是金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は本新株予約権の目的である当社の普通株式1株当たり1円とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注13）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注14）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者（注15）（これらの者を総称して、以下「非適格

以上

者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8.当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9.対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10.本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11.本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

注13.「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注14.「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有するこ

とが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注15.ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共に通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

(別紙4)

独立委員会委員の略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

松井 敏行（まつい としゆき）

【略歴】

- 1975年4月 住友重機械エンバイロテック株式会社
(現住友重機械エンバイロメント株式会社) 入社
- 1986年9月 松坂貿易株式会社（現株式会社マツボー）入社
- 1996年6月 同社粉体機械第二部長
- 2002年6月 同社取締役粉体部門長
- 2011年12月 同社常務取締役粉体部門長
- 2013年6月 同社専務取締役
- 2014年6月 同社代表取締役
- 2018年6月 同社顧問
- 2019年1月 当社社外取締役（現任）

松井 敏行氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

堀 公人（ほり きみと）

【略歴】

- 1996年4月 東京国税局入局
- 2000年7月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入職
- 2018年7月 当社社外監査役（現任）
- 2018年7月 堀公認会計士事務所代表（現任）
- 2019年3月 プロメーテ国際投資顧問株式会社
(現リアルリンク国際投資顧問株式会社) 監査役
- 2019年6月 株式会社イグアス監査役（現任）
- 2020年12月 税理士法人東京ユナイテッド社員
- 2021年11月 サムティ・ジャパンホテル投資法人監督役員（現任）

2022年10月 株式会社東京美食Labo監査役（現任）

2023年11月 あると築地有限責任監査法人代表社員（現任）

堀 公人氏は、現在、会社法第2条第16号に規定される当社の社外監査役であります。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

杉山 宏旨（すぎやま あつし）

【略歴】

2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）入行

2017年4月 新庄自動車株式会社入社（現職）

2019年1月 当社社外監査役（現任）

杉山 宏旨氏は、現在、会社法第2条第16号に規定される当社の社外監査役であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

事業報告 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

1 企業集団の現況

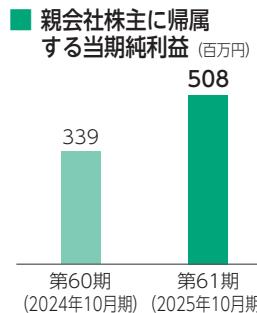
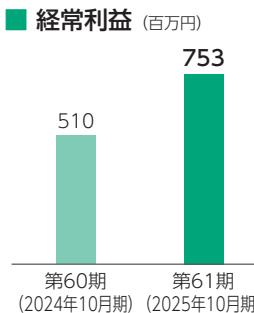
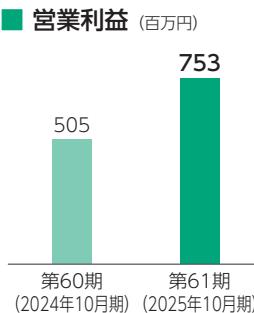
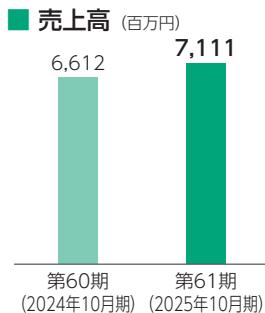
(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年11月1日～2025年10月31日）における我が国経済は、訪日外国人の増加を背景としたインバウンド消費の回復や、雇用・所得環境の改善により、個人消費を中心とした内需は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、物価上昇が継続し、消費行動には慎重さも見られました。世界経済においては、ウクライナや中東を巡る地政学的リスクに加え、米国の通商政策の動向など、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

このような環境下におきまして、当社グループは、企業理念にある「人に優しい新技術」をモットーに、良いモノづくりときめ細かいサービスを継続すること、また、企業活動を通じた社会貢献に努め、安定した経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は71億11百万円（前期比7.5%増）、営業利益は7億53百万円（前期比49.1%増）、経常利益は7億53百万円（前期比47.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億8百万円（前期比49.8%増）となりました。



企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

包装関連事業

売上高
6,195百万円
(前期比9.4%増)

包装関連事業において、主要取引先であるコメ流通業界では、コメ価格の高止まりに伴う消費者の買い控えが懸念されました。そのような中、コメ価格高騰などの影響による消費者ニーズの変化に合わせた需要への対応や、期初の原材料価格高騰に対する価格転嫁の実施、加えて政府による備蓄米の放出に伴う資材需要に対応したこと、資材関連の売上高は堅調に推移いたしました。機械関連は、更新需要や鮮度保持ニーズに対応した販促強化が奏功し、売上高は好調に推移いたしました。加えて、コロナ禍で滞っていた海外向けの商談も再開し、タイ、ベトナム向けに当社製品の納品を実現しております。また、DXの導入を含め業務の合理化と効率化による経費抑制が進み、利益面の安定的な推移に寄与いたしました。

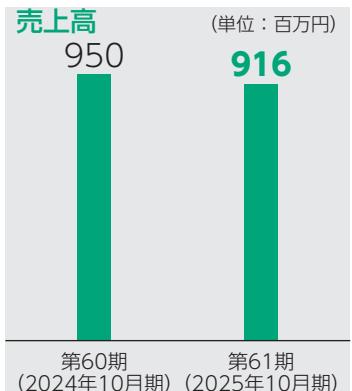
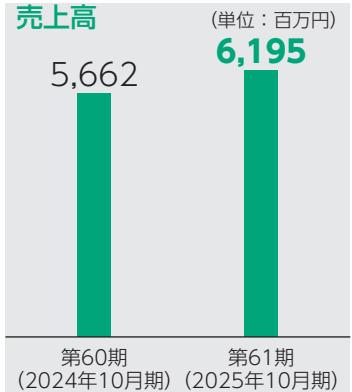
その結果、売上高は61億95百万円（前期比9.4%増）、セグメント利益は6億79百万円（前期比43.4%増）となりました。

物流梱包事業

売上高
916百万円
(前期比3.6%減)

物流梱包事業につきましては、物流業界の働き方改革による物流コストの上昇などの影響で、物流業界全体の荷動きとしてはやや鈍化傾向で推移したものの、ネット通販市場の安定的な需要の継続により、物流関連の需要は底堅く推移いたしました。業績については、大手通販会社が梱包資材を環境に配慮した低コストの梱包資材にシフトする方針とした影響で、前期比において減収となっております。但し、この影響については当連結会計年度における物流梱包事業の計画に織り込んでおります。

その結果、売上高は9億16百万円（前期比3.6%減）となりました。一方で、減収の影響を最小限にすべく新規顧客の開拓や既存顧客への提案型営業を積極的に推進したことに加え、のれん償却の終了なども寄与し、セグメント利益は73百万円（前期比136.7%増）となりました。



② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、子会社における自動欠点検出器の取得等53百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

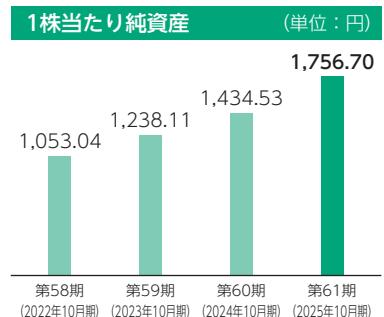
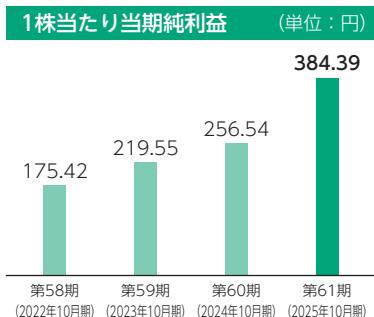
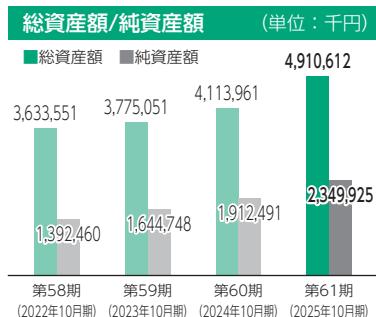
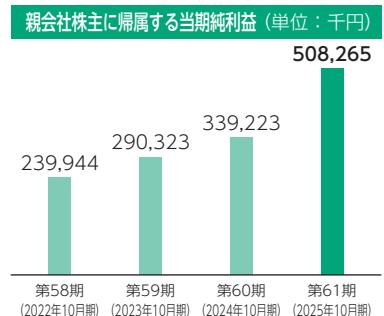
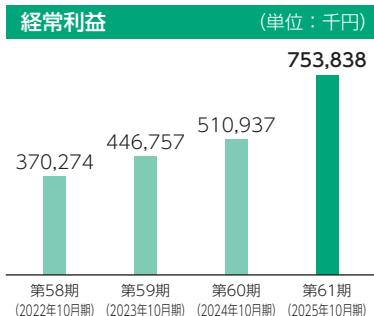
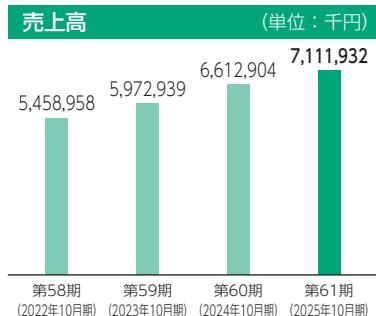
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第58期 (2022年10月期)	第59期 (2023年10月期)	第60期 (2024年10月期)	第61期 (当連結会計年度) (2025年10月期)
売上高 (千円)	5,458,958	5,972,939	6,612,904	7,111,932
経常利益 (千円)	370,274	446,757	510,937	753,838
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	239,944	290,323	339,223	508,265
1株当たり当期純利益 (円)	175.42	219.55	256.54	384.39
純資産額 (千円)	1,392,460	1,644,748	1,912,491	2,349,925
総資産額 (千円)	3,633,551	3,775,051	4,113,961	4,910,612
1株当たり純資産 (円)	1,053.04	1,238.11	1,434.53	1,756.70

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	議決権比率（%）	主要な事業の内容
山葉印刷株式会社	10,000	100	包装関連事業
パックウェル株式会社	49,006	100	物流梱包事業
B J T J A P A N 合同会社	7,000	50	物流梱包事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「『人に優しい新技術』をモットーに、常に使う人の身になっての商品づくりに努め、お取引先の皆様とのビジネスを通じて社会に貢献していきます」を信条に、基本方針として「変化する社会環境の中でイノベーションを起こし続け、皆さまに信頼される企業を目指します」を定め、「挑戦・スピード・誠実・元気」の行動指針に基づく経営の実践に努めております。包装資材と包装機械の両方を手掛けていることを強みとし、米穀業界及び物流業界を中心に製品・商品供給の実績を誇り、創業以来の実績により得たナレッジを武器に高品質の製商品と技術サービスを活かし、今後さらに成長していくため、技術革新と事業拡大に対処してまいります。しかしながら、当社グループを取り巻く環境は「1. 企業集団の現況」「(1) 当事業年度の事業の状況」「①事業の経過及び成果」の欄に記載したとおりであり、景気の先行きは不透明です。

このような中、当社グループは、永続的な成長と安定的な収益を実現するため、毎年ローリングする方式を採用した3年分の中期経営計画を作成しておりましたが、2025年12月12日開催の当社取締役会において、2027年10月期以降の中長期経営計画につきましては、策定を見送ることといたしました。詳細につきましては、2025年12月12日に開示しております「中期経営計画の見直しと開示の取り下げに関するお知らせ」をご参照ください。なお、これまでの中長期経営方針について変更はなく、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

【中期経営方針】

当社はこれまでの方針のとおり、商品・サービスの開発力・提案力を強化し、品質向上に努めながら、当社の強みを活かした事業活動に取り組み、既存事業の強化と新市場拡大の基盤構築を推進してまいります。それらの実現に向けて、グループ連結収益の拡大と企業価値向上に結び付く企業とのM&Aや業務提携を積極的に展開し、成長に資する戦略的投資を行います。また、財務の健全性を確保しつつ、将来の成長に向けた投資や安定的な株主・役職員還元など、バランスの取れた資本政策を推進してまいります。さらに、安定した人的資本の確保に向け、働きやすい職場環境の整備や、IT活用による業務効率化、生産性向上など管理体制の強化に取り組んでまいります。

<目標とする経営指標>

当社グループは2028年度の数値目標を、以下のとおり設定しました。

	目標(2028年10月期)	2025年10月期
売上高	8,000百万円	7,111百万円
営業利益	900百万円	753百万円
配当性向	25.0%	23.2%

【年度経営方針】

中期経営方針である「既存事業の強化」「新市場の基盤構築」「成長戦略の推進」「組織基盤の整備」及び「2026年10月期財務計画」を達成するため、各事業で重点施策を立案し実行する。

<各事業重点施策>

包装関連事業

- ◆既存製品の改良・改善と品質維持の徹底
- ◆米穀市場における当社の位置づけと長期的な方向性の明確化、事業リスク低減、安定的な成長基盤の確立
- ◆顧客ニーズに訴求した製商品の販売強化と設計からアフターサービスまでの体制維持と改善の推進
- ◆将来の成長を見越した仕入先、外注先の開拓等によるバリューチェーン強化
- ◆西日本市場及び米穀市場以外への販売促進

物流梱包事業

- ◆新商材を活用した紙緩衝材の販売競争力強化
- ◆リサイクル商材等環境配慮型商材の拡販
- ◆展示会等を活用した新規開拓の推進

<その他の対処すべき課題>

- ◆外部・内部環境の分析に基づく事業戦略の再構築を推進
- ◆社員の育成を促進することでの次世代経営人材・中核人材創出
- ◆社会的信用の向上のため、コンプライアンス体制とガバナンス体制等の維持・強化の推進
- ◆グループ全体のサステナビリティ経営への取り組みを推進

当社グループは、企業価値と株主の皆様の共同の利益の向上のため、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年10月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社3社（山葉印刷株式会社、パックウェル株式会社、B J T　J A P A N 合同会社）から構成されており、包装資材・計量包装機械を主に取り扱う包装関連事業と物流におけるパッケージに関連する資材と機械を取り扱う物流梱包事業を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2025年10月31日現在)

① 当社

事業	名称	所在地
包装関連事業	本社	東京都東久留米市
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	東北営業所	宮城県仙台市宮城野区
	関西出張所	兵庫県神戸市西区

② 子会社

事業	名称	所在地
包装関連事業	山葉印刷株式会社	埼玉県草加市
物流梱包事業	パックウェル株式会社	埼玉県さいたま市桜区
物流梱包事業	B J T　J A P A N 合同会社	埼玉県さいたま市桜区

(7) 従業員の状況 (2025年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
包装関連事業	81 (1)
物流梱包事業	17 (1)
全社 (共通)	14 (1)
合 計	112 (3)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
85名 (2名)	46歳1ヶ月	12年2ヶ月

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 借入先及び借入額 (2025年10月31日現在)

該当事項はありません。

(9) 企業集団の現況に関するその他の重要事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,391,575株 (自己株式69,307株を含む)
(3) 株主総数 1,540名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
清川悦男	139,075	10.52
株式会社サタケ	111,350	8.42
シコー株式会社	69,675	5.27
アルク産業株式会社	68,200	5.16
のむら産業社員持株会	53,175	4.02
光通信KK投資事業有限責任組合	46,000	3.48
堀田正仁	41,500	3.14
株式会社S—Works	40,600	3.07
佐藤友亮	33,400	2.53
INTERACTIVE BROKERS LLC	29,500	2.23

(注) 1. 当社は、自己株式を69,307株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年10月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
清川 悅男	代表取締役社長	山葉印刷株式会社 代表取締役社長 パックウェル株式会社 取締役
西澤 賢治	常務取締役 管理本部長	
松本 博	取締役 営業本部長 北日本営業部長	パックウェル株式会社 取締役
松井 敏行	取締役	
堀田 正仁	常勤監査役	山葉印刷株式会社 監査役 パックウェル株式会社 監査役
堀 公人	監査役	堀公認会計士事務所 代表 株式会社イグアス 監査役 サムティ・ジャパンホテル投資法人 監督役員 株式会社東京美食 L a b o 監査役 あると築地有限責任監査法人 代表社員
杉山 宏旨	監査役	

- (注) 1. 取締役の松井敏行氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の堀公人氏及び杉山宏旨氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は取締役の松井敏行氏及び監査役の堀公人氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
 4. 監査役の堀公人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 代表取締役社長の清川悦男氏は2025年11月1日より当社営業本部長を兼任しております。
 6. 取締役の松本博氏は、2025年11月1日より当社機械部長を兼任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役である松井敏行氏並びに社外監査役である堀公人氏及び杉山宏旨氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役、並びに当社の子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害に対しては填補されない等の免責条項が付されています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬に関する事項について、取締役会で決議した「役員報酬に関する内規」で定めております。

取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬は固定報酬である基本報酬（月額報酬）及び当社業績の目標達成率によって変動する業績連動報酬により構成されております。基本報酬及び業績連動報酬はいずれも金銭報酬とし、株主総会で決議した報酬総額限度額の範囲内において支給いたします。なお、社外取締役の報酬については、固定報酬である基本報酬のみとしております。

対象取締役の基本報酬については、経営能力及び功績、業績による評価等を勘案の上、役位別に基準報酬の年額を定め、基準報酬額の90%の額を12で除した額を毎月支給しております。なお、社外取締役の基本報酬については、基準報酬額の範囲内で決定された額を12で除した額を毎月支給しております。

対象取締役の業績連動報酬については、基準報酬額の10%の額に各事業年度における連結経常利益の目標達成率に応じた係数（0～2.0）を乗じた額を、当該事業年度に係る定時株主総会終了後に一括して支給しております。なお、連結経常利益を指標とした理由は、企業活動の収益力を明確に示している指標であるとの考え方によるものであります。

対象取締役の報酬の額に対する基本報酬と業績連動報酬の割合は、連結経常利益の目標達成率が100%の場合に、基本報酬の割合が90%、業績連動報酬の割合が10%となるよう設定しております。

役員の報酬の決定方法については、取締役の報酬に関しては、株主総会においてその総枠を決議し、取締役会により委任された代表取締役社長が、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け各取締役の報酬額を決定することとしております。監査役の報酬に関しては、株主総会においてその総枠を決議し、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会において決議した総枠及び「役員報酬に関する内規」で定められた役位別の基準となる年額の範囲内で決定することを取締役会から代表取締役社長の清川悦男氏に委任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的に各取締役の役割や責任に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。代表取締役社長は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、委任を受けた範囲内で報酬案を作成し、当該報酬案について指名・報酬諮問委員会の同意を得た上で、その内容を決定しております。したがって、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬に関する株主総会決議年月日は、取締役については2015年12月11日であり、同日開催の定期株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。監査役については2018年7月27日であり、同日開催の臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役1名）であります。決議の内容は以下のとおりであります。

(取締役報酬)

総額を年額200,000千円以内としております。

(監査役報酬)

総額を年額20,000千円以内としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	65,593 (3,270)	55,875 (3,270)	9,718 (-)	- (-)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,640 (6,540)	14,640 (6,540)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	80,233 (9,810)	70,515 (9,810)	9,718 (-)	- (-)	8 (3)

(注) 1. 上記には、2025年1月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由、並びに、業績連動報酬の額の算定方法は、上記「① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりです。当事業年度における連結経常利益の実績は7億53百万円[（目標：5億44百万円）]です。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 社外取締役に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

松井取締役は当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しており、また、経営者としての経験も活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行う等、社外取締役に期待される役割・責務を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

② 社外監査役に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

堀監査役が代表社員を兼務するあると築地有限責任監査法人、代表を兼務する堀公認会計士事務所、監査役を兼務する株式会社イグアス及び株式会社東京美食 L a b o 、並びに監督役員を兼務するサムティ・ジャパンホテル投資法人と当社の間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

堀監査役は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

杉山監査役は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、金融機関で培った豊富な知識と経験を活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

また、堀監査役及び杉山監査役は、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行って経営トップとの定期的な意見交換を実施しているとともに、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会3回全てに委員として出席し、取締役及び監査役の指名・報酬に関する手続きの確認等を実施しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,635千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,635千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬の見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期的に安定した利益還元を重要課題の一つとして認識しております。当社では、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって定める旨を定款にて定めており、業績と今後の経営に係る施策等を総合的に勘案し、連結配当性向25%程度を目標としつつ、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（2025年10月期）の業績につきましては、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前年度実績を上回っております。

よって、当期（2025年10月期）の配当につきましては、当社の財政状態、配当性向等を総合的に勘案し、1株当たり89円の配当とさせていただきたいと存じます。また、内部留保金につきましては、経営体質の強化とともに、新技術・新製品開発あるいは合理化投資等に充当して企業価値の向上に努めてまいります。

決議年月日 : 2025年12月22日 取締役会

配当金支払開始日 : 2026年1月28日

配当金の総額 : 117,681千円

1株当たり配当金 : 89円

7 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,931,182	流動負債	2,487,035
現金及び預金	2,268,428	支払手形及び買掛金	434,608
受取手形	6,060	電子記録債務	1,588,001
電子記録債権	206,048	リース債務	11,264
売掛金	781,201	未払法人税等	175,300
商品及び製品	163,717	未払消費税等	30,176
仕掛品	356,581	契約負債	47,325
原材料及び貯蔵品	133,221	賞与引当金	65,520
その他	16,207	製品保証引当金	9,087
貸倒引当金	△284	その他	125,752
固定資産	979,430	固定負債	73,651
有形固定資産	761,072	リース債務	22,376
建物及び構築物	256,525	退職給付に係る負債	24,505
機械装置及び運搬具	44,894	資産除去債務	26,769
土地	400,435	負債合計	2,560,687
リース資産	26,680	純資産の部	
その他	32,536	株主資本	2,288,577
無形固定資産	5,353	資本金	80,000
その他	5,353	利益剰余金	2,276,408
投資その他の資産	213,003	自己株式	△67,831
投資有価証券	134,608	その他の包括利益累計額	34,253
繰延税金資産	49,714	その他有価証券評価差額金	34,253
その他	29,100	非支配株主持分	27,094
貸倒引当金	△419	純資産合計	2,349,925
資産合計	4,910,612	負債純資産合計	4,910,612

連結損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	7,111,932
売上原価	5,197,704
売上総利益	1,914,227
販売費及び一般管理費	1,160,782
営業利益	753,445
営業外収益	2,311
受取利息	393
受取配当金	434
受取保険金	543
受取賠償金	266
物品売却益	493
その他	180
営業外費用	1,918
支払利息	877
為替差損	936
その他	104
経常利益	753,838
税金等調整前当期純利益	753,838
法人税、住民税及び事業税	246,978
法人税等調整額	△12,896
当期純利益	519,756
非支配株主に帰属する当期純利益	11,490
親会社株主に帰属する当期純利益	508,265

計算書類

貸借対照表 (2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	3,099,339	2,396,027
現金及び預金	1,777,644	1,039,419
受取手形	4,686	25,387
電子記録債権	180,066	240,416
売掛金	641,603	677,783
商品及び製品	18,377	23,348
原材料及び貯蔵品	112,078	98,279
仕掛品	354,741	283,541
前渡金	5	—
前払費用	8,738	7,326
その他	1,645	929
貸倒引当金	△248	△405
固定資産	1,453,114	1,445,666
有形固定資産	588,651	588,485
建物	197,554	199,956
構築物	2,508	1,492
機械及び装置	1,759	53
車両運搬具	312	468
工具、器具及び備品	5,797	4,703
土地	378,511	378,511
リース資産	1,930	3,300
建設仮勘定	278	—
無形固定資産	5,353	7,529
ソフトウェア	2,698	3,281
リース資産	2,655	4,248
投資その他の資産	859,108	849,650
投資有価証券	134,608	140,350
関係会社株式	674,625	674,625
破産更生債権等	301	510
長期前払費用	3,857	4,435
繰延税金資産	30,875	15,599
その他	15,141	14,640
貸倒引当金	△301	△510
資産合計	4,552,453	3,841,694

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	2,278,659	1,924,813
電子記録債務	1,517,790	1,181,641
買掛金	402,491	426,972
1年内返済予定長期借入金	—	35,028
リース債務	2,176	3,268
未払金	72,347	43,260
未払費用	24,589	20,133
未払法人税等	118,367	86,062
契約負債	47,325	—
賞与引当金	48,298	52,792
製品保証引当金	9,087	11,907
その他	36,185	63,747
固定負債	22,671	19,690
リース債務	2,894	5,071
退職給付引当金	18,602	14,619
資産除去債務	1,175	—
負債合計	2,301,331	1,944,503
純資産の部		
株主資本	2,216,869	1,858,705
資本金	80,000	80,000
利益剰余金	2,204,700	1,846,462
利益準備金	20,200	20,200
その他利益剰余金	2,184,500	1,826,262
建物圧縮積立金	35,815	37,297
繰越利益剰余金	2,148,684	1,788,964
自己株式	△67,831	△67,756
評価・換算差額等	34,253	38,485
その他有価証券評価差額金	34,253	38,485
純資産合計	2,251,122	1,897,190
負債純資産合計	4,552,453	3,841,694

損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	6,104,808	5,593,772
売上原価	4,658,048	4,369,826
売上総利益	1,446,759	1,223,946
販売費及び一般管理費	861,140	838,799
営業利益	585,618	385,146
営業外収益	27,079	24,503
受取配当金	26,074	19,776
受取保険金	543	2,839
その他	462	1,887
営業外費用	201	610
支払利息	110	541
固定資産除却損	74	63
その他	16	5
経常利益	612,497	409,039
税引前当期純利益	612,497	409,039
法人税、住民税及び事業税	190,009	143,134
法人税等調整額	△13,766	△16,390
当期純利益	436,254	282,295

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月12日

のむら産業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木博貴
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野清彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、のむら産業株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむら産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月12日

のむら産業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木博貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 天野清彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、のむら産業株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門から定期的に報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿つたものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月12日
のむら産業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀田 正仁 ㊞
社外監査役 堀 公人 ㊞
社外監査役 杉山 宏旨 ㊞

以上

メモ

メモ

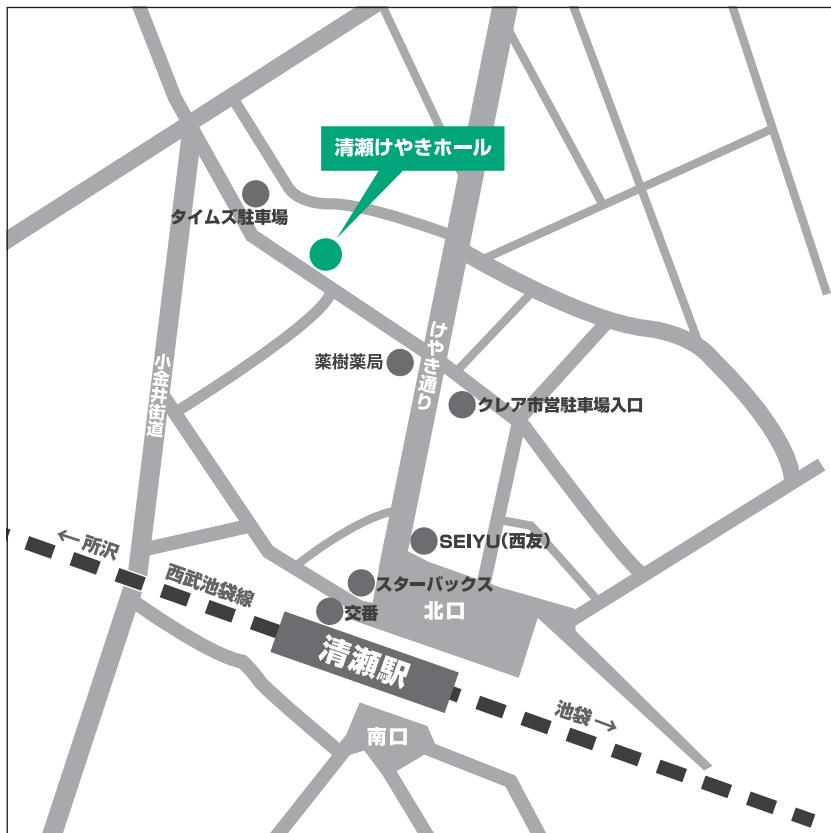
定時株主総会会場ご案内図

会 場

清瀬けやきホール「大ホール」
東京都清瀬市元町1-6-6 TEL 042-493-4011

交 通

西武池袋線 「清瀬」駅下車 北口より徒歩約4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

当社IRサイトで2026年1月31日以降にWeb株主通信を
最新版に更新予定です。是非ご覧ください。
<https://www.nomurasangyo.co.jp/ir/report.html>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。